

令和2年度第1回幕別町障がい者福祉計画策定委員会

1 日 時 令和2年7月2日（木） 18：30～20：11

2 場 所 幕別町役場 会議室2－A・B

3 出席者 出席委員：林委員長、小尾委員、景山委員、佐藤（恵）委員、佐藤（文）委員、
尾藤委員、三島委員、宇佐美委員、森脇委員、村上委員、平井委員、
堀委員

事務局：細澤住民福祉部長、檜木福祉課長、林保健福祉課長、鉾館発達支援セ
ンター保育長、高橋福祉係長、松田障がい福祉係主査、塚本障がい福
祉係長

4 議事録 次のとおり

1 開 会

○福祉課長 本日は皆さま、ご多用のところ、ご出席を頂き、誠にありがとうございます。
それでは、これより第1回幕別町障害者福祉計画策定委員会を開会いたします。
はじめに、飯田町長より障害者福祉計画第6期障がい福祉計画及び第2期幕別
町障がい児福祉計画の策定について諮問がございます。林委員長前の方にお進み
願います。
(諮問書交付)
続いて、町長よりご挨拶申し上げます。

2 町長挨拶

○町長 一日のお仕事でお疲れのところ、そして、夜分雨で足元の悪い中、本会議にご
参加いただきお礼申し上げます。皆様におかれましては、幕別町福祉の推進はも
とより、町政全般に対してそれぞれのお立場でご協力いただいていることに感謝
申し上げます次第です。
ただいま諮問書をお渡しした計画は3年計画でありまして、早いものでもう最
終年度に差し掛かり、次の計画を策定しなければならないということになってい
るわけでございますけれども、今の計画では2つのテーマがあるわけですが、
1つは障がいへの理解を深める。そのためには交流を深める。というのが1つ目
であります。2つ目は、乳幼児期から成人期までライフステージに合わせた切れ
目のない支援を行っていくというものであります。これは永遠のテーマでもござ
いまして、引き続き、次期計画においても推進していかなければと認識をしてい
るところであります。
そんな中、時期の計画を立てるわけですが、事業の計画につきましては、

幕別町障がい者福祉計画を従来3年でありましたものを6年とし、基本的方針を
その中で示していく、行ってみれば基本計画的なものでありまして、その下に、
障がい福祉計画と障がい児福祉計画を位置付け、それら二つを障がい者福祉計画
に基づく実施計画的な位置付けとしていきたいと思っているところであります。

その中で、何を重点としてこの中で謳っていかなければならないのかなという
ことになりますけれども、今あります課題としては、障がい者が親亡き後、住み
慣れた地域で安心して生活していける環境を整えていかなければならないなと
いうことが一つ大きなテーマだろうと思っています。

それと、生きがいをもって働くという点では、農福連携について推進していく
必要があるんだということです。言葉で農福連携というと非常に耳障りの良い言
葉で素晴らしいなと思うのですが、実際にはとても難しい。農作業が障がい者の
方にとってできる作業がいつでもあるわけではございませんので、そこには農作
業に精通したコーディネーターがいて、障がい者と農業者の調整をしなければ、
なかなかマッチングということになりませんので、農福連携ができるような足掛
かり、仕組みというものをこの経過の中で構築していかなければいけないと思っ
ているわけでございます。

いずれにいたしましても、課題というものはその時々で様々出てくるわけでご
ざいまして、その課題に応じた計画というものを皆様方のお力添え、お知恵を拝
借しながら作ってまいりたいと思っておりますので、どうか皆様方の忌憚の無い
ご意見をいただきますようお願いを申し上げて、私からの挨拶とさせていただきます。
どうぞよろしくお願いいたします。

○福祉課長 町長は、この後、他に用務がございますのでここで退席させていただきます。
 (町長退室)

ここで、4月1日付け人事異動により担当職員が変わっておりますので、自己
紹介いたします。

(細澤部長、高橋係長、塚本係長、松田主査自己紹介)

それでは、今後の進行につきましては、林委員長にお願いしたいと思います。
よろしくお願いいたします。

3 協議・報告事項

○委員長 それではさっそく「次第2 協議・報告事項」に入ります。

協議・報告事項の1点目「幕別町障がい者福祉計画進捗状況について」、事務局
から説明をお願いします。

○障がい福祉係主査 それでは、『障がい者福祉計画・第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画』の進捗状況についてご報告申し上げます。

本日は第5期障がい福祉計画、第1期障がい児福祉計画の令和元年度の進捗状況についてご報告させていただきます。

資料1 の2ページををご覧ください。

まず、表の見方ですが、「1 障がいへの理解と交流の充実」というのは、現計画「障がい者福祉計画・第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画」の6項目の施策目標の部分にあたり、その下、「(1) 障がいへの理解、差別解消の推進」が施策の方向にあたる部分となります。

事業名が、上の「施策の方向」から派生する、それぞれの各事業の名称になります。

真ん中より少し右にあります、「進捗状況」は計画の期間である平成30年度から令和2年度における達成状況を示しており、△が検討、●が継続、○が実施、◎が事業内容の拡大を表しています。表の一番右側にはそれぞれの事業ごとの取組内容を記載しております。

例えば、1番の「福祉イベントの開催支援」で見ますと、令和元年度以前に事業内容がすでに実施され、令和元年度も引き続き継続実施されているという見方になります。

資料のとおり、108の事業がありますことから、令和元年度に特徴的な実績のある事業を中心にご説明させていただきます。

まずは同じ2ページ「障がいへの理解と交流の充実」です。

3番「地域における福祉啓発の推進」です。令和元年度の社会福祉協議会による福祉に関する出前講座は、合計22回、429人を対象に行っております。

4番「障がい者への理解教育の促進」です。令和元年度は小学校4校で47人を対象に手話体験の授業を行いました。

5番「障がい者マークの周知徹底」ですが、ヘルプマークやヘルプカードを障がいのある方だけでなく、広く町民に知っていただくため、5月と12月に広報でお知らせをし、また町のSNSでの情報発信、町内事業所へのポスター掲示を実施しました。今後も積極的に周知を行い、理解促進に努めてまいります。

続いて7番「福祉向上における人材の育成」です。昨年度自立支援協議会の定例会において、「みんなにやさしい町づくりを考えよう」をテーマにしたシンポジウムを開催しました。

3ページに移りまして、13番「障がい者スポーツ・レクリエーション教室の開催」については、教育委員会と連携し、車いすラグビーの体験会や選手による講演会を開催しております。

19 番「一般就労に向けたマネジメントの確立」については、障がいを持つ方々が一般就労を目指す中で、当事者の悩み事をともに解消したり、ハローワークや事業所との架け橋となるなど、きめ細やかな対応を行えるよう、令和元年度から、就労支援コーディネータを配置しております。

4 ページに移りまして、24 番「障がい者就労施設等の受注機会の拡大」ですが、令和元年度は以前より実施しておりました、町指定のごみ袋の購入などに加え、地域福祉計画や子ども子育て支援事業計画の製本を依頼をしました。今後も、こういった事業所の活用について、庁舎内での周知を進めていきます。

27 番「町職員における障害者雇用の推進」については、令和元年度末において 212 人中 5 人の障害者雇用となっており、法定雇用率 2.5%を満たしております。

5 ページに移りまして、33 番「保育所・幼稚園等巡回発達相談の推進」については、保育所・幼稚園への巡回相談、小中学校への巡回相談も継続して実施しております。

34 番「発達支援センターの機能拡充」については、平成 30 年度から小学 1 年生の療育を、令和元年度には小学 2 年生までの療育を拡充して実施しております。今後も保護者や学校のニーズを踏まえて、療育を受ける児童の対象年齢の検討をしてまいります。

続く 35 番「発達検査の推進」では、令和元年度から新たに「K-ABC 検査」を追加して実施することで、さらに精度の高い発達検査を推進をしています。

6 ページに移りまして 42 番「サポートファイルの導入」については、個別支援計画や各種検査結果を一元化できるサポートファイルを「まっく・りんぐ」と名づけ、特別支援学級在籍児童の保護者や親の会などの希望者に配布しております。

46 番から 7 ページの 55 番までの各種サービスの実績については、後ほど 資料 2 でご覧いただきます。

7 ページ 60 番「割引・減免制度の事務の支援と啓発」ですが、障がい者手帳等が交付される際に同封している「みんなのふくし」や、町の HP において、各種減免制度や割引制度についての周知をしています。

8 ページに移りまして 64 番「相談員の設置」については、毎年 9 月のふれあい広場での相談コーナーのほか、身体障害者相談員による「よろず相談会」、「ピアサポート活動」を役場、ふれあいセンター福寿、札内コミュニティプラザで開催しました。今後も障がいのある方の悩みなどの相談を受ける体制を整えてまいります。

67 番「自立支援協議会の実施」では、全体会、定例会をはじめ、各専門部会において、令和元年度は記載のとおりであり、合計 31 回会議を実施しております。

今後も障がいのある方が普通に暮らせる地域づくりを目的に、課題解決に向けた活動に取り組んでまいります。

9 ページをご覧ください。

70 番「障がい者の虐待防止に向けた普及啓発」では、自立支援協議会定例会で障害者虐待防止法の理解について学習会を実施しました。今後も普及啓発活動を実施するとともに、自立支援協議会などで虐待防止マニュアル整備に向けた研究を進めてまいります。

10 ページに移りまして 86 番「障がい者世帯等に対する除排雪活動の推進」では、平成 30 年はモデル事業として地域を限定して実施していた機械除雪サポート事業を、令和元年度より全町で実施しております。

11 ページに移りまして 94 番「福祉避難所の整備と避難生活での配慮」では、自立支援協議会定例会において、福祉避難所に関して町の防災担当による講演を行い、参加者で意見交換会を行いました。

12 ページに移りまして 100 番、難病患者の医療費助成に関する情報提供」につきて、制度変更や指定難病の追加・変更について広報 8 月号にて周知を行っております。

また、102 番「医療的ケア児のための協議の場の設置」につきましては、医療的ケアが必要な児童が適切な支援を受けることができるよう、自立支援協議会の専門部会に「医療的ケア児支援部会」をあらたに設置しました。今後は「子ども支援部会」との連携を検討しております。

13 ページ 106 番「各種運動教室の充実」では、障がいになる事を予防する取組として、運動教室や健康講座を開催し、幕別・札内地区では合計 23 回、忠類地区では合計 5 回開催しました。

資料 1 での説明は以上となります。

○障がい福祉係長 資料 2 をご覧ください。A4 縦のもの、右上に資料 2 と記載のある資料になります。

先ほど説明のあった資料 1 の 6 ページから 7 ページ(事業番号 46 番から 55 番)までの各種サービスや事業の利用実績についてまとめたものになります。

1 ページから 2 ページにかけては、各年度末における各障害者手帳の所持者数になります。

1 ページの身体障害者手帳の所持者数ですが、平成 30 年度末から数字が減少しておりますが、これは平成 29 年度の数字には、手帳の返還手続をされていない方を含むものであったため、平成 30 年度からは手帳を返還していない死亡されている方を除いた数に表記を改めたためです。参考までに、令和元年度中に新

規で身体障害者手帳の交付を受けた方は 66 名となっております。

続きまして 2 ページの②の療育手帳はほぼ横ばい、③の精神障害者保健福祉手帳については、増加傾向にあります。なお、この③精神障がい者に関する部分については、北海道において令和元年度末（つまり令和 2 年 3 月 31 日現在）の数値が確定していないことから、各年 3 月 31 日現在の数値となっておりますのでご了承ください。

3 ページにうつります。『①施設入所者の地域生活への移行状況』についてです。国の基本指針では、令和 2 年度末までに福祉施設入所者の 9 %以上がグループホームや一般住宅などの地域生活に移行を想定し、入所者を 2 %以上減少としており、北海道においては過去 3 年間の実績に基づき、3.8%が地域生活へ移行し、入所者を 2 %以上減少としております。幕別町の第 5 期計画でも、実績と実情を踏まえて、地域移行を 3.2%、入所者数を 3.2%減少することを目指しております。従いまして、令和 2 年度末の《目標値》を 62 人から 3.2%減少の 60 人、地域生活移行者数の目標値を 2 人としております。

令和元年度末の施設入所者数は 58 人であり、地域生活移行者数は 1 人となっております。

4 ページをお開き下さい。『②福祉施設利用者の一般就労への移行状況』ですが、幕別町の第 5 期計画では令和 2 年度末までの一般就労移行者数を平成 28 年度一般就労者数（1 人）の 2 倍である 2 人と設定しております。

令和元年度末において一般就労に移行した者の数は 3 人となっております。

同じく 4 ページの、『③訪問系サービスの利用状況』以降、各種サービスや事業についての計画値と実績値となります。

5 ページをご覧ください。就労支援に関するサービスの利用実績ですが、上から 3 つめ「就労移行支援」と、次の「就労継続支援 A 型」の実績値がここ 3 年間減少傾向にあり、「就労継続支援 B 型」は増加傾向となっております。

6 ページをお開き下さい。ページ中ほどから 7 ページにかけての、⑤居住系サービスの実績についてですが、グループホームなどの「共同生活援助」は増加傾向、「施設入所支援」は横ばい傾向となっております。

7 ページ中段からの⑥相談支援の利用状況ですが、これは障害福祉サービス利用にあたり、相談支援専門員によるサービス利用計画を作成している人数の推移となりますが、第 4 期計画の平成 29 年度までは「年間の実利用人数」で示しておりましたが、第 5 期計画の平成 30 年以降は月平均の利用者数で示しております。参考までに、平成 30 年度の年間実利用人数は 222 人、令和元年度は 238 人であり、増加傾向となっております。

8 ページをお開き下さい。『障害児相談支援の利用者数』も同様に平成 30 年度

から月平均利用者数に変更しております。こちらも参考までに平成 30 年度の年間実利用人数は 43 人、令和元年度は 48 人であり、こちら増加傾向となっております。

ページ中段からの『障害児通所支援の利用量』ですが、主に未就学児童への療育を行う「児童発達支援」と、学齢期の児童への療育を行う「放課後等デイサービス」について利用があり、ともに増加傾向にあります。

8 ページ下段からは『⑧地域生活支援事業の状況』になります。9 ページをご覧ください。ページ中段にあります『日常生活用具給付事業の利用件数』の実績ですが、区分ごとに多少の増減はあるものの、おおむね横ばいとなっております。

10 ページをお開きください。ページ一番下、障がいのある方が家族等の不在時に事業所で見守りや日常的な訓練を行う『日中一時支援事業』についてですが、ここ 3 年は利用人数、利用日数ともにおおむね横ばい傾向となっております。

以上で『障がい者福祉計画及び第 5 期障がい福祉計画・第 1 期障がい児福祉計画』の、令和元年度の進捗状況についての報告を終わります。

○委員長 皆さんから、ご質問等お受けしたいとおもいますが、ございませんか？

○森脇委員 公募委員の森脇でございます。ただいま、資料 1 と 2 のご説明をいただきましたが、まず資料 1 で投資番号でいいますと 18 番です。直接ではなく関連した質問になりますが、新型コロナウイルスの影響において就労継続支援 A 型と B 型の事業所については、生産活動が減少し、利用者の賃金や工賃にも影響しているとお聞きします。こうした事業所に対しての国からの補助金などの支援についてどのようなものがあるかお聞きしたいと思います。また、それらの事業所の利用者の工賃や賃金に直接給付に充てることは従来から原則認められていませんでしたが、一時金等をこうした利用者の収入減を補うことができるのかどうかをお尋ねしたいと思います。

次に、通し番号で 72・73 番の成年後見人制度についてですが、後見制度は障がい者や認知症高齢者など判断能力が十分でない人が不利益にならないよう、個人の財産等を守るための制度ですが、その利益を守るための後見業務を行うことができる、市民後見人を養成する市民後見人養成研修会を幕別町ではこれまで何回開催し、何人養成してきたのかをお尋ねをしたいと思います。

成年後見制度を利用する場合、本人や家族が家庭裁判所に申し立てを行いますけれども、身寄りがないなど当事者による申し立てができない場合、市町村長が申し立て、審判の請求を行うことができます。そうしたケースの場合、多くの市町村では、社会福祉協議会が成年後見人として受任をしているということでござ

いまして、これまで幕別町長が申し立てた件数と、社会福祉協議会が受任した件数をお尋ねいたします。年度ごとでお願いいたします。

次に資料2の方ですが、先ほど平成29年度以降、手帳所持者がたくさん減りましたという報告があり、返還されていない人の調査をされたのかなと思いますが、障がい者数の把握は障がい者計画や様々な施策を行うにあたり、大変な重要であり、正確な数字を把握することは言うまでもないですが、障害者手帳は都道府県が市町村を判定されますが、手帳所持者が市町村をまたいで転居される場合に届出がなかったり、亡くなられても家族が手帳を返還しなかったりということがあると思いますが、どのようにして手帳所持者数、障がい者数の把握をされているかについてお尋ねをいたします。

○障がい福祉係長 最初に、コロナウイルスの影響による就労継続支援事業所への国の支援内容及び、それらの支援が利用者の賃金や工賃に充てる事ができるかということでございます。

様々な方に対し、様々な支援が国から行われていますが、我々が今お答えできる部分ですと、まず生産活動活性化支援事業というものがございます。これは、就労継続支援事業所が事業の休止などを余儀なくされた場合や、生産活動が縮小せざるを得なくなった際に、支援をすることで生産活動を今後も継続していくための下支えをするものでありますが、支援内容としては、今後も生産活動を存続させるために必要な固定経費などの経費や休止している活動が再開する場合に必要な設備のメンテナンスにかかる費用、また活動内容を転換し新たな生産活動を行うことへの必要経費などへの支援となっています。そのため、この事業につきましては、利用者等の賃金としての直接の支出は原則できないものとなっております。

次に、持続給付金というものがあります。これらは、昨年度1年間のうちいずれかの一月と今年度の同じ一月を比較し、売り上げが50%以上減少している場合に受けられるものです。こちらについては、使途が定められておりませんので、利用者の賃金等に直接充てることも可能となっています。

その他、雇用調整助成金というものがございます。こちらは、就労継続支援事業所だけではなく、様々な職種の事業が対象となるものですが、コロナウイルスの影響により休業をし、休業手当を支給する場合に対象となり、就労継続支援で言いますと、利用書その他、職員への支給も対象になりますが、B型事業所の場合は、利用者とは雇用契約を結ばないことから、利用者への工賃等への直接充てることは不可能なものであります。

1点目は以上であります。次に2点目の成年後見制度についてであります。ま

ず研修開催回数と何人養成したかということですが、町で開催しているものではなく北海道が開催している市民後見人養成研修であります。平成 26 年度に幕別町を会場として開催し、10 名が町内より参加しています。平成 27 年度は対貴重を会場とし、10 名を養成しています。平成 28 年度は該当がありません。平成 29 年度は音更町で 6 名を養成しています。平成 30 年度、令和元年度は該当がありません。ちなみにですが、今年度は音更町が会場で、8 人の参加予定となっています。

次に町長申し立て件数でごっざいますが、平成 27 年度からになります。3 件、平成 28 年度で 3 件、平成 29 年度で 2 件、平成 30 年度で 3 件、令和元年度は 0 件です。内数になります。社会福祉協議会で受任した件数であります。平成 27 年度が 1 件、平成 28 年度が 3 件、平成 29 年度が 1 件、平成 30 年度が 3 件となっております。なお、現在継続して準備している件数が 4 件となっております。

次に 3 点目の転出入やお亡くなりになった方の障害手帳の把握についてですが、亡くなられた際には、ご家族が届出をされますので、その際に確認し、手続きしていただくよう呼びかけをしているところです。転入出の際はわかる範囲で確認をしているところですが、中々把握が難しい面がございますので、分かり次第所折を行っているところです。以上です。

○森脇委員

手帳の把握については、決め細やかに確認把握することは言うまでもないことではなりましたが、申し上げておきたいと思います。

後見養成研修について年度ごとの人数等説明をいただきました。これまで 26 名が幕別町の中で受けられており、私もその一人であります。実は受講した大半の方が社会福祉協議会の法人後見支援として登録をしております。社会福祉協議会の手足として私ども活動をしているわけであります。現在、社会福祉協議会の後見受任件数のうち、何件か既に後見終了しているものもあります。北海道の日常生活自立支援事業の契約も合わせまして 10 名程度でないかと思ひ、せっかく後見人として研修を受けて、登録をして、活動をしたいという中で、半数以上の方が受け持ちをしていない、せっかく研修を受けてもその技量が活かされていない状況にあります。

町長申し立てについても、面倒なケースかもしれません。私も経験がありますが、非常に面倒です。ただ、行政は一生懸命やっているとおもうのですが、仮に事務が滞っているとすれば、非常に残念なことではありますが、そんなことはないと思いますが、成年後見制度、利用している人が約 20 万人、必要としている人が約 800 人といわれています。まだまだ制度の利用が進んでいないということで、

市町村の役割は非常に重要で、体制が十分に取れておらずしっかりと取り組めていないのか。体制整備の強化をしっかりとお願いしたいと思います。回答は結構です。ありがとうございました。

○佐藤(文)委員

私から3ページ19番ですが、実は私20件ほど勤めた会社を辞めまして、ハローワークとかに行くんですけど、ワード・エクセルが使えることが条件になっているところが結構あるんですが、障がいのある方は、ネットが使えることでパソコンはできると思い込んで、就職したものの、使えずついていけなかったり、何度も教えてもなかなか身につかない状況があつて、結局辞めていくというのが結構あります。ハローワークと連携をしていますが、定着していかないというのがあります。エクセルやワードの研修会などを町で行うようなことはできないのでしょうか。

8ページ65のひきこもりについてですが、件数は何件いるか抑えていますでしょうか。

13ページの107ですが、特定検診等の助成ですが、バリウム等が危なくて使えないような人への体制作りや助成を考えてもらえないかなと思います。障害者が普通の人と同様に特定検診の全ての項目が受けられるために別の検査でも対応できるような体勢や助成があればなと思ったものですから。現在だと検査が受けられないという状況であればそのままそれはリスクが高いわけですね。検査ができない人に対してどのような考えをお持ちいただけるかなと思います。

それと、資料2の身体障がい者で内部障害が非常に多いのですが、どんな内部疾患が多いのかなというのを伺いたいかなと思います。それと、視覚障害についても増えているかなと思いますが、個人的には糖尿病からくる部分も関係するかなと思うんですが、どういう理由からくるものかわかれば教えていただきたいかなと思います。質問というか、意見といいますか述べさせていただきました。

○福祉課長

まず、ワードやエクセルの講習についてですが、ハローワークですとか、就労支援の機関の方で行っていただくものかと考えておりますので、町として行う考えはありません。

ひきこもりの件数については、手持ちにありません。申し訳ありません。

特定検査については、福祉課のほうでそのようなお話を受けしたことはありませんでしたので、保健課と協議してどのようなことができるかなど検討してまいりたいと思います。

内部障害の原因についてですが、視覚障害については最近多いという印象はありますが、具体的な原因までを全て抑えてはおりません。ただ、全ての方が糖尿

病からくるものとは思っていないところです。

○委員長 他にありませんか。

それでは、次に協議・報告事項の2点目「障がい者福祉計画策定に関わるアンケートについて」、事務局より説明をお願いいたします。

○障がい福祉係長 障がい者福祉計画策定に係るアンケートについてご説明いたします。

右上四角囲みで資料3とある、2) 障がい福祉計画策定に係るアンケートについてというA4横の資料をご覧ください。

アンケートの目的といたしましては、計画の策定にあたり、障がいのある人やそのご家族に対して、障がい福祉サービスの利用実態や生活面・経済面での実態、障がいに対する地域の理解度や将来の希望を把握し、今後の障がい福祉施策に反映することを目的として実施します。

その下に対象者を記載しておりますが、対象人数については、令和2年3月31日現在の人数を示しておりますので、実際に送付をする際には、転出等により増減することがありますので、ご理解ください。

今回の対象者は資料に記載のあるとおり、障がい者と障がい児に分け、2種類のアンケートを実施したいと考えております。

平成29年度に実施したアンケートでは、4種類あり、今回と同様に障がい者、障がい児用の他に特別支援学級用と町民用がありました。

特別支援学級用につきましては、小中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒用としてのものですが、特別支援学級に在籍している児童生徒については、明確に医師から診断が出ていないいわゆるグレーゾーンの場合や、学校生活において友達との関係や授業で支援を行ってほしいということで在籍をしている場合も多々あり、保護者においては障がい児として認識していないケースがあります。そのため、各学校からも保護者から障がいのアンケートが来たとビックリされることが多かったり、学校を通して配布していただくとなぜ自分だけ？あの子は障がいなの？といらぬ噂を広げてしまうことも懸念される等の意見もいただいております。

特別支援学級在籍児童生徒でも実際に手帳を所持していたり、福祉サービスを利用している児童生徒については、障がい児用のアンケートの対象となりますことから、特別支援学級児童生徒のみを対象としたアンケートは今回行わないことで考えているところです。

また、町民用アンケートにつきましては、前回実施時には完全に無作為抽出をし300人の町民の皆様にアンケートをお願いをしておりました。回答率もそれほ

ど高くならなかったことや、障がい福祉に関する意見よりも町政全般に対する意見であったり、アンケート自体に対するご意見ですとか、よくわからない。興味が無いといった回答も少なからず見受けられました。計画に取り入れるべきご意見が少なかった状況もありましたことから、今回は行わないことで考えております。ただし、本計画は「障がいへの理解と交流の事業」ということが1つの重要なテーマでもありますことから、前回アンケートでわからないと回答いただいた方々がより興味をもっていただくことも重要なテーマだと考えております。そのため、今回はアンケートにかわりましてパブリックコメントの実施、また普段から障がいがある方々と身近で接していただける、町内の各事業所や関係者、自立支援協議会などの場や町広報誌への計画案の概要掲載など様々な場所で様々な方から直接意見をいただく場を設けたいと考えているところであります。

次に今回実施するアンケートについてのご説明にはさせていただきます。

障がい者につきましては、18歳から64歳までの幕別町内に住所を有する方で、身体、療育、精神のいずれかの手帳をお持ちの方、また、自立支援医療受給者証をお持ちの方を対象といたします。

65歳以上の方につきましては、介護保険の利用がメインとなりますことから、対象から除かせていただき、64歳以下としているところです。人数は879人となっています。重複して手帳をお持ちの方もいますので、重複分は除いての数字となっています。

障がい児につきましては、18歳未満で、身体・療育、精神いずれかの手帳を持っている方、自立支援医療受給者証を持っている方、また、手帳を取得されていませんが、例えば放課後等デイサービスなどの障害福祉サービスを利用されている方、同じく、手帳の取得はありませんが、現在、町発達支援センターに通所されている方を対象としております。

人数は、204人なります。こちらも重複している分は除いております。

アンケートは無記名の郵送での実施とし、7月10日頃に対象者へ郵送をしたいと考えております。期間を7月31日（金）までとし、その後集計等を行い、次回の本委員会で結果をご報告したいと考えております。

次に、アンケートの中身についてであります。

アンケート調査の構成というA4横の資料をご覧ください。両面印刷で、1枚目が障がい者用、2枚目が障がい児用で、前回との比較を記載しています。

前回アンケート実施の際に本委員会において委員の皆様方にもご協議いただいたことで、本計画の策定に係り、必要な事項が十分に盛り込まれているアンケートでありましたことから、項目については、概ね前回と同様の内容としております。

しかしながら、前回実施時に、障がい者用で 23 ページ、48 問、障がい児用で 18 ページ、40 問となっており、回答者からも「設問が多い。」、「回答をするのが大変。」といった声が多数寄せられておりました。そのようなことから、あまり大幅に削減することは難しいものの、計画に直接数字の反映などがない項目を一部削除したり、項目の選択肢の精査を行い、障がい者用で 16 ページ 41 問、障がい児用で 12 ページ 35 問と若干圧縮したものとしています。

実際のアンケート用紙については、お手元に配布しております。

障がい者・障がい児ともに問 1 から問 14 までは調査対象者の基本情報の項目です。

同じく共通で問 15 が障害福祉サービスに関する項目となっています。

障がい者用で問 16 から問 23 までは住まいや暮らしに関する項目となっております。

問 24 から問 26 悩みや相談ごとに関する項目、問 27 から問 33 が外出や就労に関する項目、問 34 が情報収集に関する項目、問 35・36 が地域防災に関する項目、問 37 から問 39 までは障がいへの理解や成年後見制度に関する項目、問 40 がこれからのまちづくりに関する項目、最後に問 41 は自由記述としております。

次に障がい児用ですが、問 1 から問 14 までは調査対象者の基本情報の項目、問 15 が障害福祉サービスに関する項目であります。問 16 から問 18 が住まいや暮らしに関する項目、問 19 から問 22 までは悩みや相談ごとに関する項目、問 23 から問 29 までは教育（保育）や療育、支援のための連携に関する項目、問 30 が障がいへの理解に関する項目、問 31・32 が地域防災に関する項目、問 33・34 がこれからのまちづくりに関する項目、そして最後問 35 が自由記述としております。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○委員長 説明が終わりましたので、ここで質疑・意見をお受けいたします。何かございますか。

○佐藤(文)委員 アンケートの中で 3 ページの医療的ケアの設問ですが、13 まで選択肢がありまして、近年、透析だけではなく、臓器提供による治療が多くなっていますので、選択肢として入れることは出来ないのかなと。また、そういう治療後の計画観察についても現在しているかどうか必要ではないかなと思うのですが。

○障がい福祉係長 今回お示ししているアンケートは案でありますので、変更ができないということはありません。臓器提供の部分を選択肢として入れることは可能かと思います。

また、経過観察の部分については、現在受けている医療という部分でありますので、適切かどうか内部で検討したいと思います。

○堀委員 障がい児のアンケート問 28 なのですが、前回アンケートの結果の中でどれも重要なので一つ選ぶことはできないという回答があったようで、確かになあ。思ったのを鮮明に覚えていまして、特に障がいをお持ちの方が生まれてから成長するまで連携が重要じゃない部分は一つもないんですよ。しかも〇も一つだけとなっているので、前は気付かなかったのですが、この質問はこういう質問の仕方ではなく、例えば、現在町としてより充実してもらいたい部分はとするとか、〇も一つではなく複数回答とするとか、少し答えやすかったりするかなと。何か少し聞き方を変えてみてはどうかと思いました。

○障がい福祉係長 委員のおっしゃるとおり、重要じゃない部分というのはないのが当然で、全て重要であります。そういったご意見もあったということから聞き方や答え方について、もう少し内部で検討をして活かしていきたいと思います。ありがとうございます。

○福祉課長 〇が一つということにつきましては、全てが重要なのは我々も重要だと認識して、その中でどれが一番なのかなという意味でお聞きしていまして、複数にすることでボケてしまうかなという思いがありました。ただ、今十分じゃないというところが掴めるような質問に変えて行きたいと思います。

○委員長 他にありませんか。

それでは、次に協議・報告事項の3点目「障がい者福祉計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の骨子について」、事務局より説明をお願いいたします。

○障がい福祉係長 障がい者福祉計画・第6期障がい福祉計画・第2期障害福祉計画の骨子についてご説明いたします。

文字ばかりで見づらく大変恐縮ですが、資料は4になります。

まず資料の真ん中ほどからの計画の性格についてご説明します。

「障がい者福祉計画」、「第6期障がい福祉計画」、「第2期障がい児福祉計画」と3つの計画を1つの冊子として、一体的に作成をしたいと考えており、現状の計画においても同様に3つの計画をまとめて一体的に作成しております。

1の「障がい者福祉計画」ですが、こちらは根拠法令が障害者基本法となって

おり、障がい者福祉事業全般にわたる計画となっています。そのため、町の障がい福祉の方向性や今後の目指していく姿を定めるものであります。

2の「障がい福祉計画」の根拠法令は「障害者総合支援法」であり、国が定める基本指針を基に、障がい福祉サービスの数値目標や確保すべきサービス量・確保のための方策を定めるものでありますので、①の「障がい者福祉計画」に比べ、具体的なものとなっています。

③の「障がい児福祉計画」は根拠法令が児童福祉法となっており、18歳未満の障がい児の相談支援体制の確保に係る目標や各サービスの必要見込量を定める計画となっており、②と③は障がい者と障がい児という違いで近い性格の計画となっています。

そのようなことから、④にありますとおり、障がい福祉計画と障がい児福祉計画を整合性を図りながら一体的に策定することが可能とされているところであります。

次に、資料と順番が前後し、申し訳ございませんが、今ご説明をした各計画の性格を踏まえ、今年度幕別町が策定する計画の基本的な考え方ではありますが、資料に記載しているのは、先にご説明しました、3つの計画を一体的に作成すること、障がい福祉のみならず第6期幕別町総合計画を始めとした、他の個別計画とも整合性を図りながら作成していくことを記載しているものです。

次に、計画の期間であります、こちらが前回計画と大きな変更点がある部分でございます。障がい福祉計画と障がい児福祉計画は数値目標やサービス量の確保等を示し、サービス整備の円滑な実施を計画的に図ることための計画でありますことから、国が策定している基本指針に示されております3ヵ年計画としたいと考えております。ここは現計画と同じであります。

障がい者福祉計画は障がい福祉に関わる総合的・全般的な計画でありますことから、ある程度の中長期を見据え、計画期間を今まで3ヵ年であったものを、6ヵ年とし中間年次の3年目において、障がい福祉計画と障がい児福祉計画の次期計画の策定の際に、必要に応じて見直しをしてまいりたいと考えております。

裏面をご覧ください。参考として、国及び北海道の現在の関連計画を記載しております。

計画策定体制及び策定後の評価分析につきましては、後ほどその他において今後のスケジュールをご説明させていただく中にもございますが、今後、アンケート調査、自立支援協議会や町内の障害福祉サービス事業所への意見徴収を行い、パブリックコメントも実施をいたします。

最終的には、本委員会の答申を基に、町が策定をする。ということになります。

また、評価分析については、本日ご説明をしました、進捗状況のような形で毎

年、本委員会の皆様にご報告をし、ご意見をいただいた中で評価をしてまいりたいと考えております。

最後に、計画の基本理念であります、障がい福祉のサービスの提供は当たり前でありまして、重要なのは、障害者基本法にも明記されておりますとおり、「障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会を実現することです。

そのことを踏まえ、今年度策定する計画につきましては、前回と同様ではございますが、「自立」、「社会参加」、「共生」を3つを基本理念とし、障がいのある人が自立して普通に暮らし、また、地域に住む人が、障がいの有無や老若男女にかかわらず、自然と交わり、支えあう町づくりを目指した計画にしていきたいと考えております。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○委員長 説明が終わりましたので、ここで質疑・意見をお受けいたします。何かございますか。

それでは「次第3 その他」に入ります。事務局から何かありますか。

○障がい福祉係長 はい。今後のスケジュールについてご説明させていただきます。

一番後ろに添付をしております、1枚ものの、策定スケジュール（案）をご覧ください。

本日、（いただいたご意見をもとにアンケート（案）を修正し、）承認いただいたアンケートにて、この後、対象者への郵送準備を行い、7月10日郵送を考えております。7月末頃を締め切りとし、その後集計を行い、次回の委員会開催時に皆様に結果をご報告させていただきます。

次回の委員会につきましては、アンケートの集計等が終わった後、9月下旬～10月中旬を目処に開催をさせていただく予定でございます。

なお、委員の皆様の任期が8月20日までとなっておりますことから、次回の委員会においては、新委員での会議となります。また、皆様におかれましてはご協力を賜ればと思います。よろしくお願いいたします。

第2回の委員会の際にはたたき台となる計画の素案もお示しができればと考えておりますので、様々なご意見をいただいた上で、ご意見を踏まえた計画（案）を12月中旬開催予定の第3回委員会でお示しし、再度ご意見をいただきたいと思いますと考えております。

第3回の委員会後、年明けになろうかと思いますが、住民の皆様から広くご意見等をいただくために、パブリックコメントの実施を予定しております。

資料にはパブリックコメントの時期を予定で記載しておりますが、1ヶ月の期間意見募集を行うことになりますので、期間については多少前後することとなります。申し訳ありません。

その結果を元に、最後の第4回委員会においてパブリックコメントの結果をご報告し、委員会としての計画（案）を策定し、答申をいただく。という流れとなります。

第4回の会議は、2月下旬～3月上旬を予定しております。
答申を基に町で決定をし、4月から新計画に基づいて、障がい福祉施策に取り組んでいくことになります。

およそ1年をかけての計画策定となります。皆様には、年4回の会議と負担をおかけいたしますが、どうぞよろしくお願いいたします。

以上が、今後の流れの説明となります。

4 閉会

○委員長

委員の皆さまの方から全体を通じて何かございますか。

無いようですので、以上をもちまして令和2年度第1回幕別町障がい者福祉計画策定委員会を終了いたします。

長時間にわたりご審議いただきありがとうございました。